年 月 日

三重県知事 あて

商 号又は名称氏 名(法人にあっては、代表者の氏名)

法定代理人 氏名、商号 又は名称

# 誓 約 書

私並びに貸金業法第4条第1項第2号に規定する役員、 貸金業法施行令第3条に規定する使用人及び貸金業法第12 条の3第1項に規定する貸金業務取扱主任者は、貸金業法 第6条第1項各号に該当しない者であることを誓約します。

- 1. 個人である場合には、「並びに貸金業法第4条第1項第2号に規定する役員」を消して使用すること。
- 2. 氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

# 履歴書

氏		名														
現	住	所	(郵	便番号	±.	_		)		電話	番号	(	)		_	
役』	職 名	等						生年	月日			年	月		日(満	歳)
		期		間				内		·					容	
	自 年 至 年			月月	日日											
77546	自至	年 年		月月	日日											
職歴	自至	年年		月月	日日											
及	自至	年 年		月月	日日											
び 兼	自至	年年		月 月	日日											
職	自至	年年		月月	日日											
状況	自至	年年		月月	日日											
	自 至	年年		月月	日日											
	自 至	年年		月月	日日											
	自至	年年		月月	日日											
賞		年	月	F				賞	罰	셜	等	$\mathcal{O}$	内	]	容	
罰等																
上	上記のとおり相違ありません。															
				年	月		3	氏		名						

- 1 氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。
- 2 「職歴及び兼職状況」は、貸金業に係る職歴及び兼職状況をすべて記載すること。(当該貸金業に係る貸金業者登録番号もあわせて記載すること。)
- 3 「賞罰等」は、法第6条第1項第4号、第5号及び第6号に係るものはすべて記載し、行政処分については同項第3号に係るもののみを記載すること。
- 4 施行規則第4条第2項に規定する書類については、第2面の所定の場所にはり付けること。

	写 真 (縦4cm 横3cm)	
	単独、上三分身、	
	無帽、正面、無背景	
	: 無月京 : : : : : : : : : : : : : : : : : : :	
	(撮影 年 月)	
(+k-/= +D D1/8*		
(施仃規則弟4余弟	32項に規定する書類)	

## 沿革

(ふ	りがな)									 
商又	号は名称									
( &	りがな)									 
代表	者の氏名									
住	所	(郵便番	号	_	)電話	番号(	)		_	
2	五年月日 及 び 時の事業									
設立	エの経緯									
	年 月	日			沿	革(	の内	容		
設立後の沿革										
冶	年	月	目		賞	罰の	)内	容		
賞罰										
上	:記のとおり	相違を	りません	$\nu_{\circ}$						
	年	Ξ,	月	1	代表者	音の氏名	<b>,</b>			

- 1 「商号又は名称」は、登記簿上の商号又は名称を記載すること。
- 2 氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。
- 3 「住所」は、法人の場合は登記簿上の本店又は主たる事務所の所在地を、人格のない社団又は財団の場合は主たる営業所等の所在地を記載すること。
- 4 会計参与にあっては、「設立時の事業」の記載は不要。
- 5 「設立後の沿革」は、貸金業に係る事項をすべて記載すること。(当該貸金業に係る貸金業者登録番号もあわせて記載すること。)
- 6 「賞罰」は、法第6条第1項第3号、第5号及び第7号に該当するものをすべて記載すること。

## 1. 株主又は社員の名簿

(A) 総株主等の議決権の数	個					
氏名又は名称	(B) 保有する議決権の数	割合 ((B)/(A))				
	個	%				
計	個	%				

#### (記載上の注意)

- 1 「総株主等の議決権」とは、施行規則第2条第1号に規定する総株主等の議決権をいう。
- 2 「議決権」とは、施行規則第2条第1号に規定する議決権をいう。
- 3 氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。
- 4 保有する議決権の数の多い順に従い5名(法人含む。)について記載すること。
- 5 他人の名義をもって所有している株式又は出資に係る議決権がある場合は、合算した議決権の数を記載するとともに、その割合を括弧書で記載すること。

## 2. 親会社の株主又は社員の名簿

(ふりがな)			
商  号			
(ふりがな)			
代表者の氏名			
住 所			
(A) 総株主等	の議決権の数	1	固
氏 名 又	は名称	(B) 保有する議決権の数	割合 ((B)/(A))
		個	%
			%

- 1 「総株主等の議決権」とは、施行規則第2条第1号に規定する総株主等の議決権をいう。
- 2 「議決権」とは、施行規則第2条第1号に規定する議決権をいう。
- 3 保有する議決権の数の多い順に従い2名(法人を含む。)について記載すること。
- 4 他人の名義をもって所有している株式又は出資に係る議決権がある場合は、合算した議決権の数を記載するとともに、その割合を括弧書で記載すること。

### 登録申請者、重要な使用人及び貸金業務取扱主任者の氏名等

氏 名(カ	カタカナ)	氏 名	(漢字)	/	生年	月日		性別	44 Dri
姓	名	姓	名	元号	年	月	目	1生力1	作里力リ
					• • •		• • •		
					: : :		:		
					-				
			i    -  -						
					:		· · ·		
				;	:		:		
			1 				:		
	 		! ! !						
			 		: : :		: : :		
				_					
						_			
			! ! ! !						
(記載上の注	1 1 1 1		1 1 1				: : :		

- 1 氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

- 2 元号については、明治の場合はM、大正の場合はT、昭和の場合はS、平成の場合はHと記載すること。 3 性別については、男性の場合はM、女性の場合はFと記載すること。 4 種別については、役員の場合はY、重要な使用人の場合はS、貸金業務取扱主任者の場合はKと記載すること。 すること。兼務している場合は、その双方を記載すること。
- 上記様式の記入は、上記様式の事項を記録した電磁的記録の提出をもって代えることができる。この場合 においては、次によるものとする。

  - (1) 氏名 (カタカナ) は、半角のカタカナで記録し、姓と名の間を半角で1マス空けること。 (2) 氏名 (漢字) は、全角で記録し、姓と名の間を全角で1マス空けること。なお、常用漢字でない等 の理由により、漢字が記録不可能なものである場合には、当該漢字に代えて、平仮名を記録すること。

  - (3) 生年月日のうち年、月及び日については、半角の2桁で記録すること。 (4) 氏名 (カタカナ)、氏名 (漢字)、元号、年、月、日、性別及び種別の間をカンマで区切ること。 (例) 昭和40年2月1日生まれの貸金太郎氏(男性)が重要な使用人及び貸金業務取扱主任者であ る場合には、「カシキン タロウ,貸金 太郎,S,40,02,01,M,SK」と記録する。

## 財産に関する調書

年 月 日現在

		価	額	摘	要
資	産				
	現金・預金				
	有価証券				
	未収入金				
	貸 付 金				
	土 地				
	建物				
	備品				
	権利				
	貸倒引当金	$\triangle$			
	その他				
	計 (A)				
負	債				
	借 入 金				
	未 払 金				
	前 受 金				
	その他				
	計 (B)				
( <i>P</i>	(A) - (B)				

- 1 この調書は、登録申請者が個人である場合にのみ、記入すること。
- 2 単位は、千円とすること。
- 3 資産及び負債の価額については、原則として、取得価格(取得価格のないものにあっては、取得時における適正な評価価格)に基づき算出した、申請日の前年の12月31日における残高を記載すること。
- 4 有価証券の価額については、当該有価証券に時価がある場合にあっては、上記3にかかわらず、この調書を作成する日(以下「算出日」という。)に公表されている最終価格に基づき算出した価額を記載すること。
- 5 土地及び建物の価額については、上記3にかかわらず、算出日の適正な評価価格に基づき算出した価額を記載すること。
- 6 貸倒引当金の価額については、所得税法に基づく計上限度額を記載すること。
- 7 「権利」とは、営業権、地上権、電話加入権、その他の無形固定資産をいう。

年 月 日

商号又は名称

氏名

(法人にあっては、代表者の氏名)

## 貸付けの業務の経験者の業務経歴書

貸付けの業務の経験者の業務経歴については、下記のとおり相違ありません。

営業所等の名称	役 職 名	氏名・生	<b>上年月</b>	日		期	間		貸付けの業務の内容
					自	年	月	日	
		年(満	月	<sub>日</sub> 歳)	至	年	月	日	
					自	年	月	目	
		年 (満	月	<sub>日</sub> 歳)	至	年	月	E	
					自	年	月	目	
		年 (満	月	<sub>日</sub> 歳)	至	年	月	日	
					自	年	月	П	
		年 (満	月	<sub>日</sub> 歳)	至	年	月	Ш	
					自	年	月	日	
		年 (満	月	日 歳)	至	年	月	目	

- 1 氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。
- 2 貸付けの業務を担当する組織における貸付けの業務の経験者について、提出日までの貸付けの業務(他社(貸金業以外の業種に属するものを含む。)での貸付けの業務を含む。)の内容を簡記すること。
- 3 各営業所等において、貸付けの業務の経験年数の多い順序に従い、少なくとも1人以上の者について作成すること。

年 月 日

商 号又は名称氏 名(法人にあっては、代表者の氏名)

# 指定紛争解決機関との契約締結等の状況

1. 指定紛争解決機関が存在する場合

貸金業法第12条の2の2第1項第1号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称。

2. 指定紛争解決機関が存在しない場合

貸金業法第12条の2の2第1項第2号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容。

(記載上の注意)

氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。